

柳泉園NEWS

りゅうせんえんニュース

1986. 7. 1 SUMMER VOL. 6



柳泉園温水プール

〃柳泉園温水プール、開催中

柳泉園組管理者 都丸哲也

4月13日(日)から一般開放した柳泉園温水プールの各施設は連日、住民の皆様方にぎわっております。

この施設は、組合の構成市である田無市、保谷市、東久留米市、清瀬市及び周辺住民の皆様方の体育、レクリエーション等に利用していただくために設置したものであります。

施設の特徴といたしましては、屋内プール、スポーツサウナ、トレーニング室、会議室、屋外シャワー及び改装した屋外プールの各施設を一体的にまとめ、これら施設に必要な熱源を新たに建設いたしました、ごみ処理施設第2工場の余熱(蒸気)を回収して利用しております。

柳泉園温水プールの設置により、既存の野球場(一部改装)、テニスコートを合わせて組合の体育施設は、四季を通じ、巾広くご利用いただけるものと期待を

しているところであります。

都市の近代化に伴う市民生活の向上並びに住宅構造の変化等によって、排出される廃棄物も多種多様化し、しかも年々増加の一途をたどってまいっております。本組合では、これら日常生活に直結した廃棄物の処理はもとより生活環境の整備と住民の快適な生活に寄与するため、今後も住民の皆様方のご要望を先取りする方向で諸般の施策を推進してまいり所存であります。

このたびのごみ処理施設第2工場及び柳泉園温水プールの完成までにご協力とご支援を賜りました地元の皆様並びに関係各位に対しましては、重ねて深く感謝を申し上げますとともに、ますます複雑かつ困難になるものと予想されます清掃問題について、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



「柳泉園温水プール開催中」



「柳泉園温水プール利用あんない」

個人使用と団体使用

●開設時間

午前10時～午後9時

ただし、夏期期間（7月の第2土曜日から8月31日まで）は30分延長し午後9時30分まで

●定休日

毎週木曜日（その日が祝日にあたるときはその翌日）、年末年始（12月28日～1月4日）。ただし、屋内及び屋外プールは夏期期間休みません。

●使用区分

個人使用と貸切り使用があります。申し込みの方

法は、それぞれ次のとおりです。

個人使用

屋内プール、屋外プール（夏期期間に開催）、スポーツサウナ、トレーニング室及び屋外シャワーは、個人でご利用いただけます。（屋内プールのみ日によって一部貸切り使用がございます。）

ご利用の際には券売機で個人使用券をお求めください。

なお、受付時間は、午前9時30分から午後8時30分までです。

貸切り使用 屋内プール（夏期期間を除く。）及び会議室を貸切りで利用する際、あらかじめ使用の申し込みが必要です。

柳泉園温水プールご案内

RYUSENEN NEWS

ご利用の場合は希望する日の属する月の二ヵ月前の初日（1日）から受付ます。ただし、初日は、電話による申込みはできません。

使用料はお申込みの際、印鑑をお持ちになって直接施設へおこしいただき使用料金表のとおり納めていただくことになります。

すでに納めていただいた使用料は使用者の意によらない理由で使用することができなくなったときは全額、使用する日の14日前までに取消しの変更の申請がされれば5分の4の額、7日前までならば半額をお返しします。

また、申込日の受付時間は屋内プールは二ヵ月前の初日の午後1時30分から、会議室は同午後2時30分からになります。

●使用料

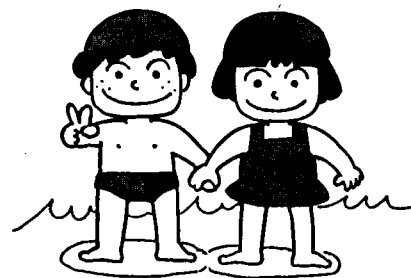
1. 使用時間には、準備及び後片付けの時間が含まれます。
2. 関係四市の各市が主催して使用するときは全額免除、屋内プールの貸切り使用する場合であって、65才以上の方々、又は心身に障害を有する方が使用するときには2分の1の減額措置がございます。

●プールを利用される方へのお願い

1. 水泳帽は必ず着用して下さい。
2. 3歳以下の子どもさんにご利用になれません。
3. 付添者又は保護者が必要です。
 - a. 開始から午後7時まで

4歳以上で小学3年生以下の子どもさんが利用する場合は、水着着用の中中学生以上の付添者又は保護者。
 - b. 午後7時から終了まで

4歳以上、中学生以下の方が利用する場合は、水着着用の高中生等以上の付添者又は保護者。
4. 貸切り時間帯は個人使用できません。ただし、火曜日又は水曜日においてコースが空いている場合は利用できます。
5. 利用される方が多い場合には入場制限をすることがありますのでご了承ください。その他、不明な点は、柳泉園組合環境整備課 電話 0424(73)3121 へお問い合わせください。



●ご利用時間表

名称	施設区分	使用区分	使用単位	申込人員	申込日	開設期間及び時間帯		
						通常期間	夏期期間	
柳泉園温水プール	屋内プール	個人使用	大人 2時間 400円 (入替制)	—	—	・1月4日～12月28日 ① 午前10時～午後0時 ② 午後1時～午後3時 ③ 午後4時～午後6時 ④ 午後7時～午後9時	7月の第2土曜日から8月31日 ① 午前9時30分～午前11時30分 ② 午後0時10分～午後2時10分 ③ 午後2時30分～午後4時30分 ④ 午後5時00分～午後7時00分 ⑤ 午後7時30分～午後9時30分	
		小・人 4才以上中学生以下 6コース	2時間 200円 (入替制)	60名以上	・使用日の属する月の 2月前の初日 ・申込開始時間 午後1時30分			
		貸切り使用 3コース	2時間 15,000円 (入替制)	20名以上				
	屋外プール	個人使用	大人 2時間 200円 (入替制)	—	—	・1月4日～12月28日 午前10時～午後9時	7月の第2土曜日から8月31日 ① 午前9時30分～午前11時30分 ② 午後0時10分～午後2時10分 ③ 午後2時30分～午後4時30分	
		小・人 4才以上中学生以下 (入替制)	2時間 100円 (入替制)	—				
	スポーツサウナ	個人使用	高校生等以上	2時間 400円 (随時)	—	—	7月の第2土曜日から8月31日	
	トレーニング室	個人使用	高校生等以上	2時間 200円 (随時)	—	—	7月の第2土曜日から8月31日	
	会議室 (和室・洋室)	貸切り使用	中学生以上	3時間 400円 (午前中)	5名以上	・使用日の属する月の 2月前の初日 ・申込開始時間 午後2時30分	・1月4日～12月28日 ① 午前9時～午後0時 ② 午後1時～午後5時 ③ 午後5時30分～午後9時	7月の第2土曜日から8月31日 ① 午前9時00分～午後0時00分 ② 午後1時00分～午後5時00分 ③ 午後5時30分～午後9時30分
				4時間 500円 (午後)				
				3時間30分 600円 (夜間)				
屋外シャワー	個人使用	小学生以上	5分間 50円 (随時)	—	—	・1月4日～12月28日 午前10時～午後7時		

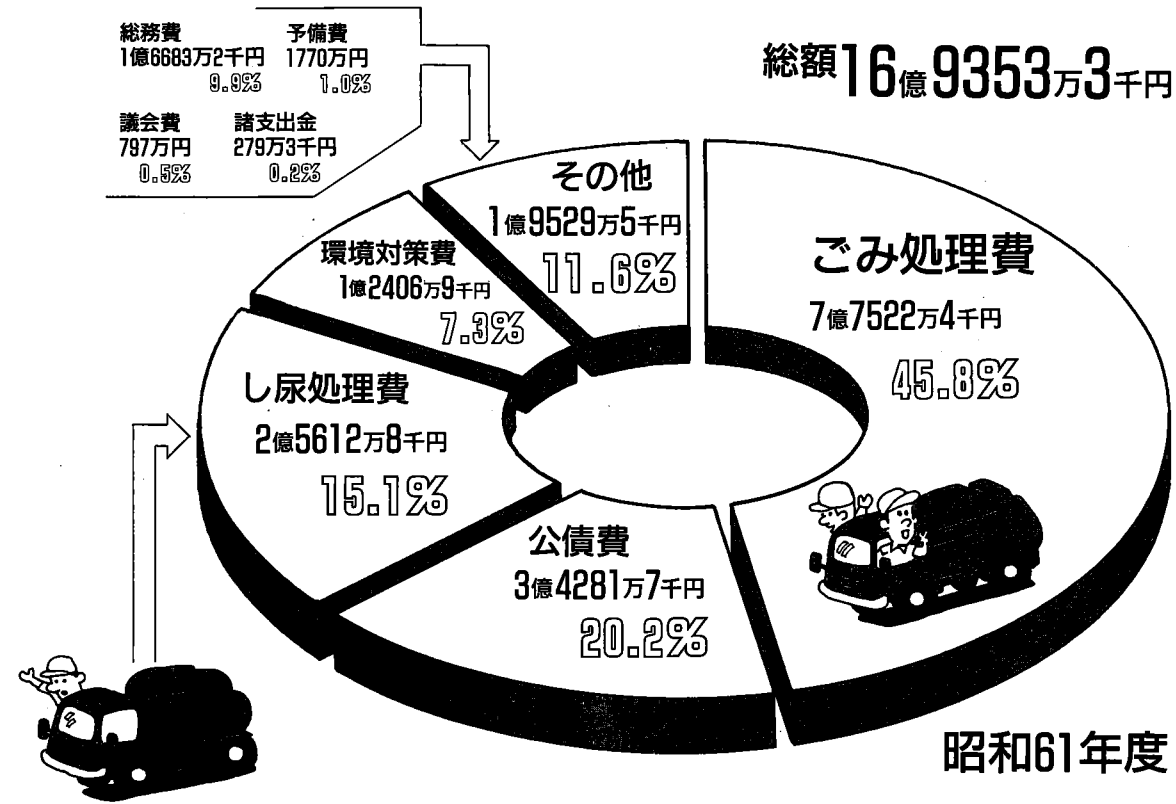
*屋内プール貸切り時間帯（夏期期間は貸切り使用はしない。）

月曜日 午前10時～午後0時
火曜日 午後1時～午後3時
水曜日 午後4時～午後6時
金曜日 午前10時～午後0時

* プールを利用される方は、水泳帽を必ずご持参ください。
* スポーツサウナを利用される方は、バスタオル等を必ずご持参ください。
* トレーニング室を利用される方は、上履き用運動靴を必ずご持参ください。
* その他、詳細については、事務室までお尋ねください。

☆ 毎週木曜日は休みです。（ただし、屋内及び屋外プールは夏期期間休みません。）

予算はこうして役立てています。



昭和61年度の事業を進めていくのに必要な予算は、総額で16億9,353万3千円です。その主な使い道は、次のとおりです。

- 議会議費
組合議会の運営経費などに797万円。
- 総務費
組合の共通する事務に要する経費として、1億6,683万2千円。
- ごみ処理費
可燃ごみ及び粗大ごみ処理施設の運転経費として電気料、修繕料、定期点検などに7億7,522万4千円。
- し尿処理費
21年を経過した第1工場の運転経費として電気料、修繕料、定期点検などに2億5,612万8千円。
- 環境対策費
野球場、テニスコート、温水プールなどの体育施設の維持経費の他、ごみ処理及びし尿処理施設の大気、水質などの分析経費として1億2,406万9千円。

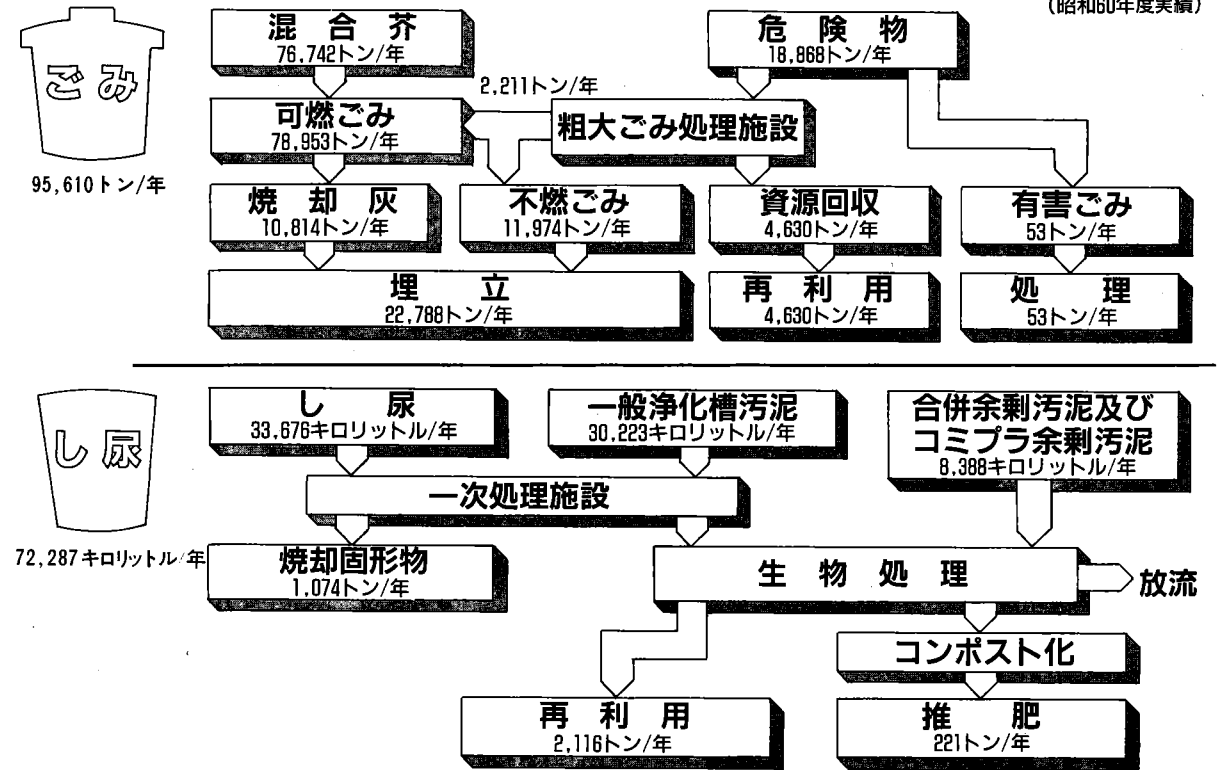
- 公債費
組合債（借入金）の返済として元金1億2,309万9千円、利子2億1,971万8千円。
- その他
諸支出金に279万3千円、予備費に1,770万円となっております。

☆ 歳入 (単位：千円)

款	金額
1. 分担金及び負担金	1,172,199
2. 使用料及び手数料	76,179
3. 財産収入	10,293
4. 繰入金	18,442
5. 繰越金	219,000
6. 諸収入	197,420
歳入合計	1,693,533

1年間のゴミとし尿の処理量と流れ

(昭和60年度実績)



《ごみ処理について》

当組合では、4市から出るごみを4つに分けて燃したり、埋め立て地へ運んだりして処理をしております。

- 燃やすごみ
可燃ごみ（混合芥）は、昭和60年度の実績で、1日約249トン（収集車で約249台分）を燃やしており、燃やしたあとの灰は約35トン出ます。（焼却日数は1年で308日。）
- 燃やさないごみ
不燃ごみ（不燃物及び危険物）は、1日約66トン（処理日数は1年で284日。）を処理しますが、当組合ではこの中から有価物を回収し、プラスチック等は、燃やしたあとの灰とともに、日の出町にある廃棄物広域処分場に運び、埋め立て処分をしております。
- 粗大ごみ
家具や家電品などは、日の出町の地元住民との協定によって、破碎し、資源物を取り除いたのちに廃棄物広域処分場に持ちこんでおります。
- 有害ごみ
当組合に搬入された乾電池・けい光管などの有害ごみは、当組合で一時保管後、北海道にある処理業者

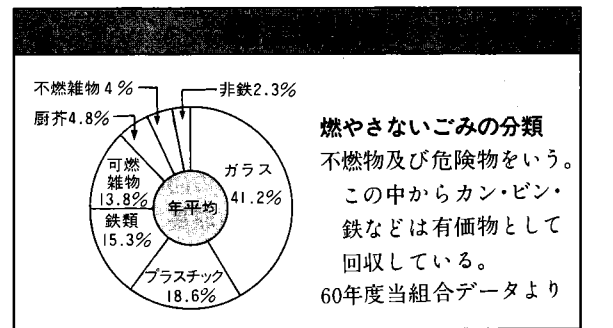
者に処理委託をしております。

《し尿処理について》

し尿及び一般浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道の普及により年々減少しております。

- 昭和60年度の処理量（処理日数は365日/年）は、し尿で日量約92kl、一般浄化槽汚泥で日量約83klあり、その他、余剰汚泥設備に直接持ち込まれる合併余剰汚泥及びコミプラ余剰汚泥が日量約23klあります。

ごみ処理やし尿処理のしごとは、自然（空気や水など）をよごさないよう注意をしながら行っております。

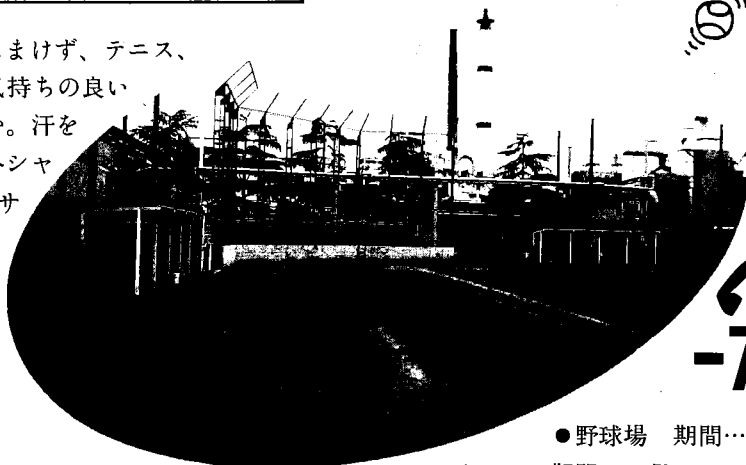


エンジョイスポーツ
enjoy sports

テニス・ベースボール

夏……。暑さにまけず、テニス、ベースボールで気持ちの良い汗を流しませんか。汗を流したあとは屋外シャワーでスッキリ、サッパリとしましょう。

電話一本で四市の方ならどなたでもお気軽にご利用いただけます。



0424
-73-3121

へ申し込んで下さい

●野球場 期間…4月1日～11月30日

●テニス 期間…4月1日～11月30日

●プール 別ページ参照 (冬季中も可能)

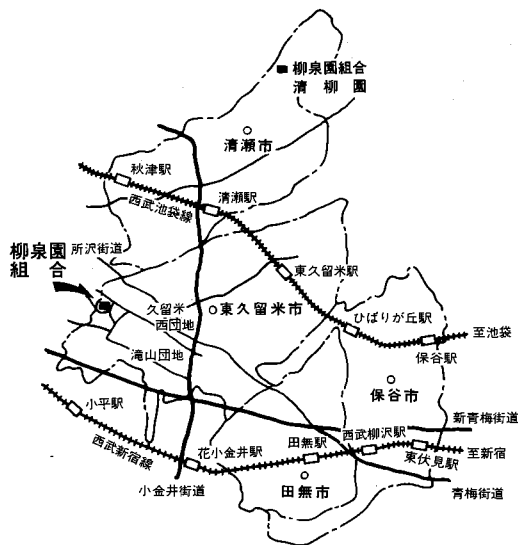
Message

組合からのお願い

- ①ごみは、できるだけ出さないように心がけて下さい。ごみを処理するには大変お金がかかるのです。当組合だけでも1トン処理するのに約8,300円かかり、処理の他に議会費、総務費、環境対策費、その他公害対策費用を加えると1トン処理するのに10,000円を超えてしまいます。ごみが少なくなるとこの費用を他の行政費用に回すことができます。
- ②ごみを出す時は、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」に必ず分けて出すようにして下さい。このことを守っていただかないと焼却炉を痛めたり、公害発生の要因となるため、この防止にも費用がかかります。
- ③スプレー、ガスボンベ(携帯用)の空き罐は、必ず罐の一部に釘などで穴をあけ、ガスを完全に抜き取ってから出してください。

また、関係4市では有害ごみの回収も分別収集あるいは電気店等の拠点収集方法で市民の皆様をお願いしています。これらの点についてより一層のご協力をお願いいたします。

ここが柳泉園です。



管内人口

(S61.5.1現在)

世帯数 120,595世帯
人口 338,782人